

守谷市成年後見制度利用促進基本計画
(令和3年度～令和8年度)
令和5年度事業取組内容進行管理シート

R6 守谷市成年後見制度利用促進基本計画（令和3年度～令和8年度）取組内容進行管理シート

【目指す市の姿】

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなくとも、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らしていけるように、人間としての尊厳が十分に保持され、自分の意思が尊重され、一人ひとりの笑顔と幸せと最善の利益のために、成年後見制度を含めた権利擁護のための必要な支援体制の構築を推進します。

基本 目標	取組名	概要	令和5年度の取組	実績				今後の実施方針	評価者 (所属)	
				令和5年度実績			令和4年度実績			
基本目標 1 成年後見制度の周知と相談機能の強化										
	1	成年後見制度の普及・啓発	市民に対しては広報紙や講座、講演会、相談会等を通し、関係機関等にはポスターやチラシ等配布・掲示及び講座等開催を通し、制度の普及・啓発を行います。本人用説明チラシなどを対象者が理解しやすいよう複数作成します。	パンフレットを公民館、地域包括支援センター、銀行等へ設置し市民への普及啓発を図った。また、市民向けの講演会、サロンやシニアクラブ、障がい者の保護者団体等に対しての出前講座の開催、市内の介護サービス事業所向けに制度説明の研修会の実施をした。	チラシ設置箇所 市民向け講演会 出前講座 研修会	1 2 1 (39名) 2 (30名) 1 (33名)	か所 回 (名) 回 (名) 回 (名)	1 2 3 (43名) 1 (50名)	パンフレットの配布や広報紙、講座や講演会の開催を通して普及啓発を行う。 また、相談窓口の周知を行い、相談しやすい環境を整備する。	健幸長寿課
	2	後見ニーズのある市民の早期把握・発見	高齢者では、守谷市北部・南部地域包括支援センターによる総合相談支援業務や包括的継続ケアマネジメント支援業務の中から対象者を発見するほか、介護予防事業や民生委員情報等からも把握します。障がい者では、障がい福祉に関わる事業所等での一般相談等から把握します。高齢者及び障がい者虐待（疑い含む）事案では虐待対応機関と連携し把握します。 社会福祉協議会及び消費生活センター等の市内権利擁護に係る関係機関とは定期的に連絡会を開催し、日常生活自立支援事業からの移行者や、消費生活センターからの消費者被害の情報を通して早期に把握します。	関係機関（健幸長寿課・社会福祉課・社会福祉協議会・地域包括支援センター、障がい者相談支援センター・守谷市消費生活センター）の連絡会を実施。事例検討を行い、情報共有と連携に努めた。 また、早期のニーズ把握につながるよう、地域包括支援センターが主催し、介護事業所等の専門職に向けた権利擁護研修会を開催した。	連絡会開催数 専門職向け研修会	4 1 (33名)	回	4 1 (27名)	関係機関の連絡会をととして、制度の情報共有や後見ニーズのケース把握等を行い、適切な制度利用につながるような体制を構築する。連絡会では、消費生活センターの職員も連絡会に参加することで、後見ニーズの早期把握・発見につながるよう連携を図る。 また、支援者が制度への正しい理解や知識をもつことができるよう、介護や障がいの事業所等への研修会を実施する。	健幸長寿課 社会福祉協議会
	3	成年後見制度の相談機能強化	身近な相談窓口（仮称：一時相談窓口）として、市民やケアマネジャー、介護・障害サービス事業所、医療機関、金融機関等からの相談を受ける体制とします。更に、相談窓口では判断に迷うケースや困難事例及び市長申立て等に対する相談機関（仮称：二次相談窓口）の整備も検討します。	地域包括支援センターが連絡会での学習や事例検討等で制度の理解度を深め、地域の相談窓口として相談から申立て支援まで行った。 中核機関として令和4年3月に健幸長寿課と社会福祉課とで協働設置をし、相談や申立て支援、市長申立ての他、地域包括支援センターが支援している困難事例についても、地域包括支援センターと連携し対応した。	北部地域包括支援センター 相談数 南部地域包括支援センター 相談数 中核機関相談件数	13 5 42	回 回 回	14 19 43	身近な相談窓口として、地域包括支援センター等が、地域の相談窓口として相談から申立てまで一連の支援を行う。 さらに、相談窓口だけでは対応が難しいケース（困難事例及び市長申立て等）には中核機関（二次相談窓口）が地域包括支援センター等と連携し対応する。	健幸長寿課

基本 目標	取組名	概要	令和５年度の取組	実績				今後の実施方針	評価者 （所属）	
				令和５年度実績		令和４年度実績				
基本目標２　利用しやすく、利用者がメリットを実感できる制度の運用										
	1	本人・親族への申 立手支援の実施	相談機関において、本人や親族に対し申立て支援を行います。困難ケースや市長申立てとなるケースについては、市役所社会福祉士等専門職が協力し対応します。 本人に判断能力の低下があり、親族等もない場合には、市長が家庭裁判所への申立てを適切に行います。	相談窓口（健幸長寿課・社会福祉課・社会福祉協議会・地域包括支援センター）で申立て支援が必要な市民への申立て支援を実施。	申立て支援数	6	件	8	中核機関を中心に、申立支援を実施することで、制度が必要な対象者について、相談から申立てまで適切に行えるよう支援をする。	健幸長寿課
	2	市長申立ての実施	地域包括支援センターや介護サービス事業所、障がい者の相談支援事業所等に対し、市長申立てのニーズがあるケースについて市への相談を促します。また、困難事例に係る地域ケア個別会議等や高齢者及び障がい者虐待、消費者被害等のケースから、関係機関と連携し対象者を把握します。	関係機関と連携し、２件の市長申立て対象者を把握した。うち１件は市長申立てを実施し、他１件は、手続きを進めていく過程の調査で親族からの関わりが始まり、親族からの支援を受けることで制度の利用は不急であることから市長申立てには至らなかった。	申立て件数	1	件	1	関係機関と連携を図り、後見ニーズのある市民の早期把握・発見に努め、必要なケースについては随時市長申立てを実施していく。	健幸長寿課
	3	低所得者等への助成支援の実施	低所得等で、制度利用における申立て経費や、後見人等報酬の支払いが困難な場合には、経費・報酬の助成を適切に行います。	適宜、必要のある方を精査し助成した。	助成件数 （うち社会福祉課案件）	2（1）	件	1 （1）		健幸長寿課
	4	身上保護の視点を重視した受任者調整の実施	本人の生活状況等を勘案し、市内権利擁護に係る関係機関での連絡会において定期的に協議を行い、家庭裁判所と連携を図りながら、後見人等候補人を推薦できる体制の整備を検討します。	親族への申立て支援や市長申立てのケースにおいて、対象者の特性や事情に応じて受任者の種別（親族、専門職）の検討をした。	受任者調整件数（受任者の種別の検討）	2	件	1	本人の生活状況等を勘案し、市内権利擁護関係機関連絡会において定期的に協議を行い、家庭裁判所と連携を図り、後見人等の受任調整を行える支援体制を構築する。	健幸長寿課
	5	意思表示が困難な方の意思決定支援の実施	判断能力の低下した人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることを目指すべく、意思表示が困難な人に対して、市内権利擁護に係る関係機関での連絡会等を活用して、意思決定支援体制の構築を検討していきます。	判断能力が低下したとしても、その方の以前の様子や性格、生活状況等を踏まえ、支援者での情報共有や意見を出し合い、適切な意思決定支援を実施した。	意思決定支援の実施	3	件	対象案件なし	意思表示が困難な人に対して、市内権利擁護関係機関連絡会の活用や、平時から関わりがある支援者との情報共有や意見交換をすることで、適切な意思決定支援が行える体制を構築する。	健幸長寿課
	6	後見人等の多様な人材育成	社会福祉協議会と連携を図り、後見人等の多様な人材育成を実施し、人材確保に努めていきます。	市内権利擁護関係機関連絡会・守谷市権利擁護関係機関情報交換会をとおして、社会福祉協議会と情報共有を図った。	守谷市権利擁護関係機関情報交換会 市内権利擁護関係機関連絡会	1 4	回 回	未実施	社会福祉協議会と受任体制の検討・協議を行う。（担い手の養成）	健幸長寿課 社会福祉協議会

基本 目標	取組名	概要	令和５年度の取組	実績				今後の実施方針	評価者 （所属）	
				令和５年度実績			令和４年度実績			
基本目標３ 地域連携ネットワークの構築										
	1	地域連携ネット ワークの整備	既存のネットワークや障がい者の自立支援協 議会等を含み、発展させながら、市内における 権利擁護の関係機関によるネットワークを有機 的に構築します。ネットワーク会議等の開催 や、ネットワーク間での情報共有を図ります。	パンフレットを配布し関係機関への制度 の周知を行った。また、情報交換会や権利 擁護関係機関連絡会を実施し、関係機関と の情報共有や意見交換をし、連携を図っ た。	情報交換会 権利擁護関係 機関連絡会	1 4	回 回		中核機関を中心に、介護・障がい事業所 を始め、金融機関や医療機関を含めたネッ トワークの構築を図る。	健幸長寿課
	2	中核機関の設置	市の社会資源の状況や実績等を踏まえなが ら、中核機関の在り方について検討した上で、 設置します。	令和４年３月に守谷市役所健幸長寿課を 主管とし、社会福祉課と市直営の成年後見 制度中核機関を協働設置し、制度の啓発を はじめ、相談、後見人支援等を実施した。	設置済			設置済	中核機関の活動を対外的に周知し、制度 の利用促進を図る。 地域連携ネットワーク構築の視点から、 調整機関として中核機関が中心となり、関 係機関との連携強化を図る。	健幸長寿課
	3	協議会の設置	管轄の水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部、社会福祉 協議会、弁護士会・司法書士会・社会福祉士 会、市内後見受任者等の参加者で組織し設置す ることを検討します。年に複数回集まり、ネッ トワークや中核機関における課題等を話し合 います。	権利擁護関係機関連絡会を開催し、協議 会の設置について意見交換をし、協議会の 要綱を作成した。 （参加者：弁護士・司法書士・社会福祉 士・地域包括支援センター・守谷市社協・ 社会福祉課・健幸長寿課）	権利擁護関係機関連絡会を開催し、協議 会の設置について意見交換をし、協議会の 要綱を作成した。			未設置	要綱に基づき協議会の設置をし、委員の 委嘱をした関係者が集まり、地域連携ネッ トワークの運営や中核機関における課題等 を協議する。	健幸長寿課
	4	後見人等の支援	親族後見や専門職後見人等に対し、市役所社 会福祉士等専門職が相談にのるなどの支援と、 不正防止の観点から必要に応じ助言・指導を行 います。	後見人等の業務において、適宜相談支援 を行った。また、後見人等の受任が決まっ た際に、被後見人や家族、支援機関、後見 人等との連携が取れるよう支援した。 後見人等に対して、報酬助成についての 周知を相談時に行った。（低所得者等への 助成支援の実施）	相談数（実数） 報酬助成周知	1 0 2	件 件	9	親族後見人等や専門職後見人等に対し中 核機関職員が相談に応じる等の支援や不正 防止の観点から必要に応じ、助言・指導を 行う。	健幸長寿課
	5	チーム形成支援	利用者を中心にして、後見人等を含めた支援 者・関係機関のチーム形成を支援します。就任 後の後見人等と利用者・支援者をつなぐチー ム会議の開催の支援や、必要性和希望に応じ、 市役所社会福祉士等専門職がそのチーム会議に 参加し助言を行います。	後見人等着任時に、本人を含めたチーム 形成、会議を開催し、被後見人等へチーム 支援を行った。	チーム会議	4	回	5	本人を中心にして、後見人等を含めた支援 者・関係機関のチーム形成を支援する。就任 後の後見人等と本人、家族、支援者をつなぐ チーム会議の開催の支援や必要性和希望に 応じ、中核機関職員がそのチーム会議に参加 し助言等を行う。	健幸長寿課
基本目標４ 生涯を通じて自分らしい暮らしを実現できるまちづくり										
	1	任意後見制度の周 知拡大と利用促進	関係機関と連携し任意後見制度の講座を開催する ほか、ポスター掲示・チラシ配布等行います。	チラシを公民館、地域包括支援セン ター、銀行等へ設置し市民への普及啓発を 図った。また、広報紙へ記事の掲載を行っ た。 市民向けに講演会、出前講座の開催、市 内の介護サービス事業所・障がいサービス 事業所向けに制度説明の講座を実施した。	チラシ設置個所 出前講座開催回数 市民向け講演会	1 2 2（30名） 1（39名）	か所 回 回	12 3（43名） 1（50名）	関係機関と連携し任意後見制度の講座を開 催するほか、ポスターの掲示やチラシの配布 等を行い、任意後見制度の周知と利用の促 進を図る。	健幸長寿課
	2	エンディングノートの活用	守谷市版エンディングノートを配布します。 エンディングノートの講座等で、任意後見制 度を含む成年後見制度を紹介します。	エンディングノートを市役所窓口・各公民館・ 地域包括支援センターへ設置した。また、出 前講座時（成年後見制度）にエンディングノ ートの活用方法について説明を行った。	設置場所	12	か所	12	「私の未来ノート（エンディングノート）」 を作成し配布する。リビングウィル及びアド バンス・ケア・プランニングについても「私の 未来ノート」に記載することで、本人の意思 表示につながるようにする。	健幸長寿課